

新潟市消防吏員服装規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 6 年 3 月 2 9 日

新潟市消防局長 小林 徹

新潟市消防局訓令第 6 号

新潟市消防吏員服装規程の一部を改正する規程

新潟市消防吏員服装規程（昭和 6 2 年新潟市消防局訓令第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の表常装の項中「消防局勤務者及び消防署」を削り、同表活動服装の項中「消防署（所）隔日勤務者」を「交替制勤務者」に改める。

第 1 3 条第 1 項中「、活動服装、救助服装にあつては」及び「、救急服装にあつては右上腕部」を削る。

第 1 4 条中「右胸の階級章上部」を「左胸部」に改める。

図 3 のうち（1）の図を次のように改める。

(1) 表示文字

消防局	所属名	局長 消防企 画監 次長	企画 人事 課	総務 課	予防 課	規制 指導 課	警防 課	救急 課	指令 課	特別 高度 救助 隊	
	標識	(局)								(特高)	
北消防署	所属名 (小隊名)	署長	予防 課	消防 課	救急 隊	北本 署消 防隊	北署 救助 隊	松浜 消防 隊			
	標識	(北)			(北本)	(北救)	(松)				
東消防署	所属名 (小隊名)	署長	予防 課	消防 課	救急 隊	東本 署消 防隊	東署 特別 救助 隊	山の 下消 防隊	空港 前消 防隊	大形 消防 隊	
	標識	(東)			(東本)	(東特)	(山)	(空)	(大)		
中央消防署	所属名 (小隊名)	署長	予防 課	消防 課	救急 隊	中央 本署 消防 隊	中央 本署 第2 消防 隊	附船 特別 消防 隊	下所 島特 別消 火隊	中央 署特 別救 助隊	礎消 防隊
	標識	(中)			(中本)	(中2)	(附)	(下)	(中特)	(礎)	
	所属名 (小隊名)	白山 浦消 防隊	県庁 前消 防隊	駅南 消防 隊	山湯 消防 隊						
	標識	(白)	(県)	(駅)	(山湯)						
江南消防署	所属名 (小隊名)	署長	予防 課	消防 課	救急 隊	江南 本署 消防 隊	江南 署特 別救 助隊	横越 消防 隊			
	標識	(江)			(江本)	(江特)	(横)				
秋葉消防署	所属名 (小隊名)	署長	予防 課	消防 課	救急 隊	秋葉 本署 消防 隊	秋葉 署救 助隊	北上 消防 隊	小須 戸消 防隊		
	標識	(秋)			(秋本)	(秋救)	(北上)	(小須)			
南消防署	所属名 (小隊名)	署長	予防 課	消防 課	救急 隊	南本 署消 防隊	南署 救助 隊	北部 消防 隊			
	標識	(南)			(南本)	(南救)	(北部)				
西消防署	所属名 (小隊名)	署長	予防 課	消防 課	救急 隊	西本 署消 防隊	西署 特別 救助 隊	寺尾 消防 隊	小針 消防 隊	赤塚 消防 隊	黒埼 消防 隊
	標識	(西)			(西本)	(西特)	(寺)	(小)	(赤)	(黒)	
西蒲消防署	所属名 (小隊名)	署長	予防 課	消防 課	救急 隊	西蒲 本署 消防 隊	西蒲 署救 助隊	中之 口消 防隊	西川 消防 隊	湯東 消防 隊	岩室 消防 隊
	標識	(蒲)			(蒲本)	(蒲救)	(中之)	(西川)	(湯)	(岩)	

図4のうち(2)アの図を次のように改める。

ア 消防局勤務者及び消防署毎日勤務者

消防局	所属等	局長 消防企画監 次長	企画人事課	総務課	予防課	規制指導課	警防課	救急課	指令課
	標識	<b>消防局</b>	<b>企人</b>	<b>総務</b>	<b>予防</b>	<b>規指</b>	<b>警防</b>	<b>救急</b>	<b>指令</b>
北消防署	所属等	署長 予防課 消防課			東消防署	所属等	署長 予防課 消防課		
	標識	<b>北 署</b>				標識	<b>東 署</b>		
中央消防署	所属等	署長 予防課 消防課			江南消防署	所属等	署長 予防課 消防課		
	標識	<b>中央署</b>				標識	<b>江南署</b>		
秋葉消防署	所属等	署長 予防課 消防課			南消防署	所属等	署長 予防課 消防課		
	標識	<b>秋葉署</b>				標識	<b>南 署</b>		
西消防署	所属等	署長 予防課 消防課			西蒲消防署	所属等	署長 予防課 消防課		
	標識	<b>西 署</b>				標識	<b>西蒲署</b>		

図6のうち(2)の図を次のように改める。

(2) 救急服装

(地色：黄)



図7を次のように改める。

7 救急救命士章



附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の際、現に使用中の服装及び救急救命士章については、当分の間、使用することができるものとする。